

DUAL RING 障がいの有無に関係なく ダンスを通して交流

誰もが楽しめる場所を作る
スポーツ、芸術活動を実施



NPO 法人「DUAL RING」代表理事 吉峯真代さん

「もともと、障がい者を支援するために、手作り商品の製作と販売をしていました。その頃から、心身の障がいの有無に関わらず、みんなで楽しめる場所を作りたいと思っ

ていたんです」
こう話すのは、NPO 法人「DUAL RING」(デュアルリング)の吉峯真代さんです。

「誰が楽しめる場所を作るため、22年からダンス活動を開始。市民活動センターの支援を受けながら、26年2月に県の認証を得て、NPO 法人を設立することができました。昨年の4月からは、国籍や年齢、性別の別に関係なく『暮らし』『働く』『余暇活動』の3つを充実させていくことができる環境を整えるため、自分たちのスタジオを立ち上げ、活動しています。内装は、メンバーと一緒に手作りしたんです。スタジオ内にはコミュニティカフェも併設し、手作りアクセサリーなど



生徒数は約60人。そのうち半数ほどは、障がいのある人たちです。

「楽しんでもらうことを、何より大切にしています。レッスンには、親子で来てくれる人もいますよ。幅広い年齢の人と交流できることも、大きな特徴です」と吉峯さん。

「個人差はありますが、ダンスをすることで、体力向上や健康維持はもちろんのこと、心の安定にもつながるといふ良い効果があるんですよ」

スタジオでは他にも、ボクササイズやマジック、バルーンアートなどを催し、近年は



スポーツ・芸術活動にも力を入れています。また、他市でもダンスレッスンを開催し、要望があれば、出張レッスンも。活動は広がっています。

「イベントにも参加しています。先日、きんたくんパルでダンスを披露しました。イベントをきっかけに、レッスンに参加したいと言ってくれる人もいますね。また、フェイスブックなど、SNSも活用して、積極的に情報を発信しているんですよ。今後、つながりが広がって、いろいろな人が笑顔になれる場所が増えていけばうれしいですね」



とうがんスープ

カレー風味で食欲のない季節にもぴったり

人権啓発シリーズ

生きる

人権推進室
☎(740)1150

「同性婚と憲法」

広がる同性婚の動き
憲法第24条第1項を理解する

ごきげんよう。戸籍上は男性の女性弁護士、仲間しゅんです。

近年、同性婚や同性パートナーシップ条例などが話題になっていますね。これまでは戸籍上の男性と、戸籍上の女性との間でしかできなかった婚姻を、実質的に同性間にも広げようという動きです。

確かに、異性間なら利用できる制度が、同性間に保障されていないというのは不公平ですから、このような動きは基本的に望ましいことだと言えるでしょう。

ここで、時折問題となるのは、憲法第24条第1項です。そこには、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定されています。

つまり、「両性の合意」とあることから、男性と女性の合意でなければならない、だから、同性間での結婚は憲法上許されない、という考えです。

しかし、これは本当にそうでしょうか。憲法第24条第1項がこのように定められているのは、戦前、本人たちの意思を尊重せず、家同士が勝手に結婚相手を決めてしまう慣行があったことへの反省からであり、同性婚までも禁じる趣旨ではない、というのが有力な解釈です。

文字面だけではなく、その趣旨を理解する必要がありますね。

他方で、同性婚が認められさえすれば、それで良いと言えるのでしょうか。それは次回のコラムに譲ろうと思います。(なにわばし国際合同法律事務所 弁護士 仲間しゅん)

おとな子どもも 食と育つ

保健センター
☎(758)4721

レシピ 市学校栄養担当者会

- 材料(4人分)
トウガン・豚肉・ホールコーン …… 各100g
干しシイタケ …… 2個
葉ネギ …… 20g
ニンジン …… 60g
片栗粉 …… 小さじ1
※調味料はカレー粉(小さじ1)、薄口しょうゆ(小さじ2.5)、清酒(小さじ1)、塩・コショウ・ガーリック(少々)。事前に煮干しと昆布でだし(560ml)を取る。

熱量(1人分): 112kcal、塩分: 1.8g

- 作り方
①トウガンと豚肉は一口大、干しシイタケとニンジンは千切り、葉ネギは小口切りにする。
②煮たてだしに豚肉を入れ、火が通ったら、ニンジンと干しシイタケ、ホールコーンを入れる。具に火が通ったら、トウガンを入れて煮込む。
③調味料で味付けし、倍量の水で溶いた水溶性片栗粉でとろみを付ける。仕上げに、葉ネギを加える。

消費生活センターだより

消費生活センター
☎(740)1167

資格を取れば仕事を紹介する?

高額な受講料を払ったのに
スクールが突然閉校してしまった

事例1 インターネットで見つけたまつ毛エクステの技術を教えてくれるスクールへ説明を聞きに行った。「エクステメーカーが講師を募集している。美容師の免許がなくても仕事ができる。月に100万円ぐらい稼いでいる人もいます」と言われ、講師になれば仕事に就けると思った。講師資格取得のための8回コース(38万円)を勧められ、高いと思ったが、毎月100万円稼げるならと思い、契約し現金で支払った。途中で突然スクールが閉校してしまった。講師の資格が取れなければ仕事もできない。どうしたらいいか。(30歳代 女性)

事例2 インターネットで「フラワーアレンジメントの資格を取得すれば仕事を紹介する」というサイトを見つけ問い合わせた。「2日間の講習(25万円)を受ければ、仕事を紹介する。早い人は2カ月で30万円ぐらい稼げる」と言われた。講習を受けたが仕事を紹介してくれないので苦情を伝えたら「あなたは講習を受けただけで技術が備わっていないから仕事を紹介できない」と言われた。すぐに仕事を紹介してくれる説明だったのでだまされたと思う。(40歳代 女性)

上記の事例の他にも「ネイルの資格を取れば仕事を紹介する」と言われスクールに通っていたが、何の前ぶれもなく突然連絡が取れなくなった」などの相談も寄せられています。事業者と連絡できなければ返金などの交渉は難しいです。

「資格を取れば高収入が得られる」と言われ、資格取得のために契約時に高額な講座や教材などの費用負担を求められる場合、もともと仕事が紹介されるシステムではないことも考えられるので注意しましょう。